

# 解放子ども会改革検証のために

高田一宏

## 要約

解放子ども会とそれをとりまく環境は、1990年代以降、大きく変化した。特に大阪では条件整備の後退や少子化の影響をうけて子ども会が減る一方、活動の参加者、内容、指導者が非常に多様化している。本稿では、こうした状況を受けて発足した「解放子ども会等の検討プロジェクト」の報告書を紹介する。

## はじめに

部落解放・人権研究所では、2010年10月に「解放子ども会等の検討プロジェクト」<sup>(1)</sup>を立ち上げ、以来、約1年半にわたって各地の解放子ども会活動について聞き取り調査や研究会を行ってきた。そして、2012年3月には研究のまとめとして『解放子ども会改革検証のために—子ども会の歴史と現状—』（部落解放・人権研究所報告書No. 21）と題する報告書を公表した。以下、この報告書の内容を紹介した後、解放子ども会研究の課題について私見を述べたい。

## 1 「解放子ども会等の検討プロジェクト」の概要

### 1 「解放子ども会」とは

本プロジェクトでいう「解放子ども会」とは、部落解放同盟の指導もしくは影響のもとにある部落の子ども会をさす。子ども会の歴史は労農運動・水平運動のなかで生まれたピオニールまでさかのぼることができるといわれているが、その伝統は戦争によっていったん途絶えている。1950年には当時の部落解放委員会が解放子ども会組織化の方針を打ち出し、1950年代後半には勤務評定反対闘争や学力テスト反対闘争に

参加した子ども会もあったが、子ども会の組織化が一挙に進んだのは1960年代後半から1970年代はじめにかけてのことである。

以来、子ども会は、部落の遊びやくらしの場として子どもの日常生活に根づくとともに、越境就学反対運動や狭山差別裁判糾弾闘争など、部落解放運動の課題をも担ってきた。ただ、後述するように、子ども会の姿は最近十数年の間に急速に変化している。各地の組織は、もはや、参加者からみても活動内容からみても、一括りに「解放子ども会」として把握するのが難しいほどに多様化している。また、少子化や活動条件の変化に伴って子ども会がなくなった地域も多い。2008年秋に部落解放同盟大阪府連合会が府内47支部に対して実施したアンケートでは、子ども会が存続していると回答した支部は20にとどまっている。ただし、子ども会がなくなっても青少年会館<sup>(2)</sup>などの公的施設が「子どもの居場所づくり」<sup>(3)</sup>などの事業を実施している例はある。

こうした状況をふまえて、本プロジェクトは、従来の解放子ども会を中心にすえつつ、サークル活動や公的社会教育事業も含めて、子どもの人権保障の視点に立って行われる地域活動を視野に収めることになった。プロジェクト名に解放子ども会「等」とあるのは、そうした理由か

らである。

なお、本プロジェクトでは、大阪以外の地での取り組みを取り上げることができなかった。それは人員と時間が限られるなか、全国の解放子ども会の活動状況を把握するだけの余裕がなかったからである。全国各地の解放子ども会<sup>(4)</sup>、一般的に見られる地域子ども会、公的事業として行われる「居場所づくり」事業、NPOやボランティアによる新たな地域活動などと本プロジェクトの知見の比較検討は、今後の課題である。

## 2 プロジェクトの背景と目標

当初、私たちがこのプロジェクトで焦点をあてようと考えていたのは、子ども会改革の必要性が叫ばれた1990年代以降の子ども会の活動状況であった。

1990年代以降、地域教育運動や同和行政の枠組みは大きく変わった。すなわち、地域教育運動の基調は、部落内部での運動から周辺地域との関係づくりを視野に入れた運動へと転換し、同和行政の枠組みは特別対策から一般対策へと変化した。子どもたちの生活状況や生活環境も大きく様変わりした。特に注目すべきことは、日本全体で社会的不平等の拡大や子どもの貧困の広がりが深刻化するなか、部落の子どもや若者の生活と学力・進路の状況が以前にも増して厳しくなっていることである。

これらの変化、すなわち地域教育運動、同和行政、子どもの生活の変化に解放子ども会がどう対応してきたかを解明して子ども会改革検証の課題を整理すること、さらに、子ども会活動への実践的・理論的示唆を得ることが、プロジェクト開始時に私たちが設定した目標であった。

しかし、いざプロジェクトが動き出すと、私たちは、子ども会改革をめぐる議論やそれに関

わる試行的・先導的な取り組みは解放教育運動の節目ごとに行われていたことに気づかされた。詳しくは報告書に収めた資料や年表を見ていただきたいが、変化への対応といっても、それは従来の取り組みをご破算にしてというわけにはいかないのである。一方、青少年むけ社会教育事業の縮小・廃止や、青少年育成・社会教育・生涯学習関連施設への指定管理者制度の導入など、近年、地域における青少年活動を支える制度的基盤は大きく変化している。そのようななか、社会全体で取り組む公共的課題として青少年育成を位置づける論理が新たに求められている<sup>(5)</sup>。実践的にも、NPOやボランティアなどの新しい市民運動の可能性、公的青少年施設およびその職員のあり方、市民活動と行政のパートナーシップなど、新たに検討すべきことがらは数多い。

以上のような事情から、このプロジェクトでは、対象とする時代の幅を当初の想定よりも広くとることになった。決して十分とは言えないが、結果的には、子ども会活動の過去・現在・未来の姿を描き出せたのではないかと思う。

## 3 報告書の構成

本プロジェクトの報告書は、以下の通り、全8章と参考資料から構成されている。

序章 解放子ども会の歩み

第1章 条件整備以前の解放子ども会—1950年代から1970年代初頭にかけて

第2章 子ども会・青少年会館・社会同和教育指導員・保護者組織等の改革の提起と停滞—1970年代後半から1990年代前半にかけて

第3章 転換期の部落解放子ども会—1990年代後半以降の松原更池子ども会

第4章 各地の取り組み事例—保護者中心の

取り組みと館事業としての取り組み  
第5章 社会的不利益層の支援と青少年施設  
一箕面市・北芝の取り組み事例より

第6章 子どもの人権論の視点から見た解放  
子ども会

終章 これからの解放子ども会

参考資料

- ①第一次解放教育検討委員会報告(1975年)
- ②第二次解放教育検討委員会報告(1985年)
- ③これからの解放教育—解放教育への提言  
(1992年)
- ④同和地区青少年会館のあり方について  
(1998年)
- ⑤社会同和教育指導員制度の改革について  
(1998年)
- ⑥解放子ども会関連年表
- ⑦解放子ども会結成年・青少年会館設置年  
一覧

序章から第4章は、戦後部落解放運動の黎明期から現在に至るまでの解放子ども会の歴史を概観するものとなっている。参考資料と併読すれば、それぞれの時代に子ども会がどのような社会的・歴史的な文脈のなかに置かれていたのかが理解しやすくなるはずである。特に第4章は、2000年代以降の子ども会の活動を知るうえできわめて貴重である。というのも、各地の解放子ども会や青少年むけ施設の情報交換や交流の機会には皆無に近くなっているからである。この章では、各地の活動を、保護者が中心になって企画・運営しているものと、青少年会館の事業として実施しているものに大別し、前者の例として松原更池、貝塚、飛鳥、後者の例として高槻富田、南方、北芝、富田林の活動を取り上げている。

続く第5章と第6章では、困難に直面した青少年の支援や子どもの人権論の視点から、子

ども会や青少年会館の意義を再評価している。二つの章は、子ども会活動や青少年会館の意義を、青少年のエンパワメントという広い文脈からとらえるものである。そこには、同和教育の発展的再構築として人権教育が構想されてきたのと同様の発想、すなわち解放子ども会が大切にしてきた思想や視点を青少年施策の充実に生かしていこうという発想がある。

以上をふまえて、終章では、子ども会の担ってきた役割を整理したうえで、その役割を引き継ぎつつ今日的課題に対応する地域活動について提言をした。

以下、**2**では、これまでに子ども会の果たしてきた役割を、**3**では今後の子ども会等の充実に向けた提言を述べる。

## 2 解放子ども会が果たしてきた役割

### 1 遊びや文化・スポーツ活動とそれを通じた仲間集団の形成

これらは子ども会の日常活動である。メンバーが固定的で活動内容も定型なものには、文化・スポーツなどのサークル・クラブ活動がある。青少年会館の事業として行われている子どもの「居場所」づくりなど、メンバーも活動内容も流動的なものもある。いずれにしても、遊びや仲間を求める子どもの欲求に依拠した活動である。

遊びや仲間集団の人間形成機能については、発達社会学や教育社会学に多くの研究蓄積がある。多くの研究者が注目してきたのは、社会的スキル、想像力や工夫する力、他者や物事に対する好悪の感情、善悪の判断力、体力や運動能力などである。ただし、現代の日本社会では、自然発生的な遊びや仲間集団が育ちにくくなっている。遊び空間の整備やおとなからの助言や指導も必要である。遊びの拠点となるプレイ

パーク（冒険遊び場）やプレイリーダー（遊びの指導員）の重要性や可能性については、子どもの遊び研究・社会化研究のなかで注目されるようになってきているが（仙田 1992）（門脇 1999）、かつての青少年会館や社会同和教育指導員もプレイパークやプレイリーダーに相当する役割を果たしていたように思われる。

## 2 基本的な生活習慣や学習習慣の形成、困難を抱える子どもの自立支援

部落では保護者が暮らしに追われていたり、子育てについての知識やスキルが乏しかったりするために、基本的な生活習慣や学習習慣が身につけにくい子どもが多いといわれてきた。実際、これまでに行われた学力や生活の実態調査でもそのような傾向が明らかになっている。子ども会、特に低学年部の学童保育的な取り組みは、そうした実態に対応するものであった。また、子ども会で教科学習の補習をすることについては賛否両論があったが、実際には多くの地域で「地区学習会」などと呼ばれる放課後学習会が教師主導で行われていた。

1990年代以降は、子育てや教育を保育所・子ども会・学校に「任せきり」にしているのではないかという反省が保護者の間で生まれ、保護者組織が子育てについての相互学習や相互交流をしたり、青少年会館が子育て支援や家庭教育講座などの事業を実施したりするようになっていった。

家庭教育の充実は今もなお大きな教育課題であるが、保護者が重層的・複合的な困難を抱えていたり子どもに対する虐待があったりする場合、福祉・医療・労働等の専門家も交えた多面的な家庭支援が求められる。これまでに行われてきた隣保館での総合的な生活相談や最近登場したスクールソーシャルワークは、まさにそのような家庭支援をめざす取り組みである。子どもの自立支援も、そうした包括的支援の一環と

して考える必要がある。

## 3 人権・部落問題学習

「（部落差別と）たたかう子ども会」の側面であり、解放子ども会が解放子ども会とよべる所以はこの活動にあるといってもよい。1970年代までは教育活動としての子ども会活動と社会運動としての部落解放運動の「結合」が主張され、越境就学反対運動や狭山差別裁判糾弾闘争で子ども会が大きな役割を果たした。これらの運動の中からは地域における部落解放運動の担い手が育ったともいわれる。

時代が下るにつれ、部落解放運動と子ども会の「結合」は緩やかになった。また、子ども会では部落問題以外の人権課題についても学習が行われるようになってきた。その目標は、部落問題以外の人権問題に関する学習を通して、部落問題そのものについての理解を深めたり、社会に存在する様々な不平等や差別・社会的排除をなくそうとする資質や能力を育んだりすることである。人権・部落問題学習や解放運動への参加のあり方が変化したのは、部落解放運動における人材養成の考え方が変化したことが影響している。従来の解放運動は地域に残り地域で解放運動を担う人材の育成を重視してきたが、それだけでなく、部落問題に対してよい意味でのこだわりをもちつつ、「（部落の）外で勝負ができる」（報告書第3章、高槻富田地区）人材の育成をめざすようになったのである。

ただ、部落問題学習に当事者としてどのように向き合うべきかについては、これといった答えを見いだせないでいる地域が多いようだ。松原更池地区のように子ども会として部落問題や部落解放運動についての聞き取り（ヒヤリング・ワーク）をしたり合宿をしたりしている例や、貝塚のように中学校での部落問題学習に際して教員と保護者が話し合う機会をつくって

る例もある（報告書第3章）。だが、こうした活動はずいぶんと少なくなっている。学校の人権学習で部落問題を取り上げる機会も減っている。だから、部落問題について子どもたちはどう話したらよいのか迷っている保護者はかなり多いかもしれない。あるいは若い世代では部落問題への関心そのものが希薄になっている可能性もある。いずれにせよ、子どもや若者の部落問題認識とアイデンティティについては、今後、理論的にも実践的にも検討すべき課題が多いように思われる（内田 2009）。

#### 4 子育て・教育のネットワーク形成

子ども会の指導には社会同和教育指導員だけでなく、子ども会参加者の保護者や青年も関わってきた。子ども会活動へのおとなたちの関与は、おとな同士や子どもとおとなの多様なつながりをつくり出す。そして、地域の子どもに対する当事者意識を形成したり、大人と子どもがともに参加する地域教育活動を活性化させたり、大人たち・子どもたちの連帯感を強める。木村（2008）は、部落の教育保護者組織の真価を「地域全体がつながりあうこと、つまりは重層的なネットワークの形成にあった」（37～38頁）と述べているが、子ども会活動は、子どもたちに加えて保護者や地域住民どうしの紐帯を

強化するという意味において、「重層的なネットワーク」の結節点であった。

子ども会の活動に指導者やボランティアとして教師が参加することも、かつてはかなり広く見られた。同和加配という人的保障があったこともさることながら、家庭や地域での子どもの生活を知らなければ学校での指導などできないという認識が教師に広く共有されていたからである。校区に部落を有する学校では、子ども会への参加を通して子どもたちの生活背景や保護者の教育への思いを知り、また、子ども会と連携して学習指導や生活指導にあたるのが一般的だった。

このように考えてみると、子ども会をはじめとする地域活動がなくなることは、教師を含めた大人たちにとっても好ましいことではない。現状では、子ども会活動を支えてきた物的・人的条件が悪化するなか、子ども会を支える人びとの負担は増している。地域の多様な人材の参加や子どもの異年齢集団づくりなどを通して、無理なくできる活動を考える必要がある。

以上、子ども会の果たしてきた役割を、遊びや文化・スポーツ活動の充実、生活習慣や学習習慣の確立、人権・部落問題学習、子育て・教育のネットワーク形成という柱に沿って整理し

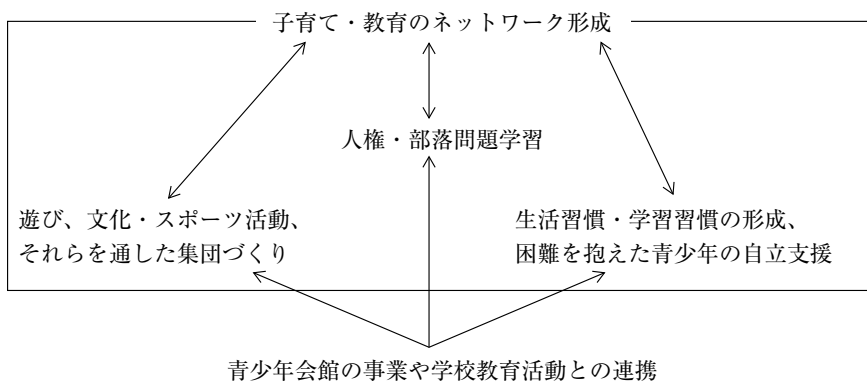


図1 子ども会の機能

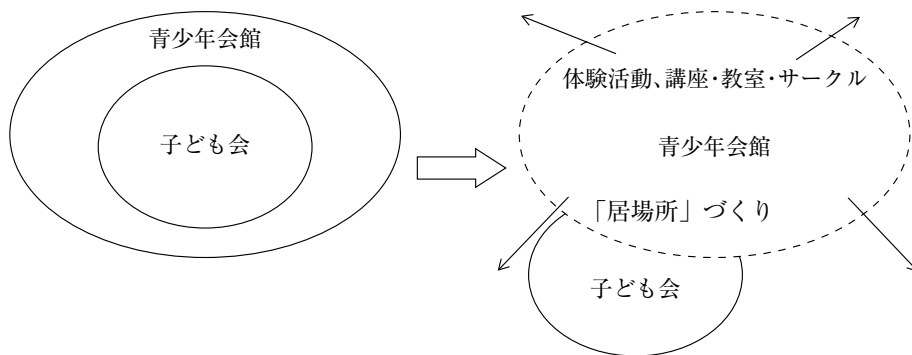


図2 子ども会と青少年会館の関係の変化

た。それを示したのが図1である。

子ども会そのものの役割とならんで、子ども会と青少年会館との関係も整理しておかねばなるまい。かつての子ども会活動は、青少年会館という活動場所と社会同和教育指導員という指導者に支えられていた。だが、現在は、青少年会館の事業予算や職員が削減されたり、一部の自治体で青少年会館そのものが廃止されたりするなか、子ども会の運営は自立を迫られている。青少年会館の主催事業に子ども会のメンバーが参加することはあるが、それは子ども会活動の一部である。子ども会活動がない日や時間帯に青少年会館が子どもたちの居場所・溜まり場として機能している場合もある。子ども会活動の指導や世話をしているのは青少年会館の職員だけではない。青少年会館の事業対象地域は部落だけでなく周辺地域や市町全域へと広がっている。

要するに、図2に示すように、子ども会活動は、青少年会館と子ども会指導員の丸抱えで展開される活動(図左側)から、指導や支援をする人々が多様でメンバーシップも流動的な活動(図右側)へと変化しているのである。子ども会活動の実状がとらえにくくなっているのには、こうした青年会館と子ども会の関係の変化も影響している。

### 3 活動の充実にむけた提言

#### 1 地域の人びとによる子ども会運営

報告書第2章でふれたように、部落解放運動の立場からは、解放子ども会を運営する責任は同盟支部にあるということがくり返し指摘されてきた。なるほど正論ではあるが、地域住民による自律的な運営へと移行できた子ども会は少ない。

報告書第3章で岸が報告している松原更池の子ども会改革は、そうした保護者主体の運営体制への移行がうまくいった例である。更池の子ども会では、保護者が運営の責任を負って、スポーツ活動、教科の学習会、親子集会、夏休みの合宿、部落問題学習など、多彩な活動が展開されている。ただ、保護者には仕事があるため、小学生のスポーツクラブ以外の活動は、土曜・日曜や平日の夜に行われている。また、高校生や大学生、社会人青年、子ども会の元保護者、退職教員などの協力を得て、無理のない形で活動が行われている。

地域の人びとが子ども会に協力的なのは、これまでに培われてきた青少年会館や子ども会への信頼感だという。また、府立松原高校に進学した人々のインフォーマルなネットワークも子

ども会活動を支えているようだ。こうした条件を備えた地域はきっと更池だけではなかろう。更池に他と異なる点があるとすれば、「信頼感」や「人的ネットワーク」という潜在的資源を子ども会活動の運営体制に結びつける改革が功を奏したことであろう。すなわち、更池では、1990年代後半以降の「地域子育て改革」や「青少年会館改革」を通して、保護者や住民の地域教育活動への参加がうながされ、地域教育を担う主体が形成されてきたのである。

保護者が中心となって子ども会を運営する以上、毎日活動することは不可能である。だが、放課後や休日の過ごし方を家庭任せにしまうと、充実した生活を送れる子とそうでない子の格差が生じてしまう。地域活動には、学校や家庭では提供できない生活体験や社会体験を提供できるという積極的な意義もある。それ故、放課後や休日に青少年会館や学校で行われる事業や取り組みに子どもたちが参加できるよう、きめ細かい情報提供が必要である。多くの人々の参加や協力によって、役員に過重な負担がかからないようにし、活動を充実させることも必要である。

保護者や地域住民には専任の子ども会指導員と同じことはできない。活動時間や活動内容を精選する現実的判断が求められる。そのうえで、様々な人や組織、場や機会を上手に組み合わせる子ども会活動の充実させる方策を考えなくてはならない。更池では時間をかけてこの課題を達成したのだといえよう。

## 2 困難に直面する子ども・若者の支援

保護者を初めとする地域住民が子ども会運営を担うといっても、これらの人々の手に余るような困難な状況も存在している。最近約10年間で、部落の生活が再び「不安定化」していることや、子どもたちの学力不振が深刻化している

ことをうかがわせる調査結果が相次いで報告されている。

「再不安定化」の予兆が指摘されたのは2000年に大阪府内で実施された生活実態調査であった。かつての部落では若年層ほど就労が安定化する傾向が見られたが、2000年の調査ではそうした傾向が見られなかったのである（奥田 2002）。また、その後、大阪府内で実施された学力調査では、部落の子どもの学力水準が大きく低下して部落外との学力格差が拡大したこと、部落の学力分布は「できる子・できない子」に二極化していることが明らかになった。1990年代半ば以降、部落の高校進学率が低落傾向にあることも指摘されている（高田 2009）。一地域の限られたサンプルではあるが、都市部の大規模部落で部落外との学歴格差が解消されていないこと、若年層で雇用の不安定化がすすんでいることを示す調査結果もある（妻木 2010）。

こうした困難な状況に保護者や地域住民が対処するには限界がある。自助（個人的な努力）や共助（住民の助け合い）で対応できる範囲を超えてしまっているからである。やはりここは公的な支援も必要である。このことに関わって興味深い事例がある。箕面の「らいとぴあ21」という施設における「教育課題を抱える」子どもへの支援や若者の「再学習ニーズ調査」である（報告書第5章）。「らいとぴあ21」では、公的な青少年育成・社教育事業として、障がいのある子、不登校の子ども、虐待を受けてきた子などに対する支援事業が展開されてきた。面白いのは、これらの子どものニーズを把握するうえでインフォーマルな子どもの「溜まり場」が重要な役割を果たしたということである。報告書で、池田は子ども会指導員としての長年の経験から「社会教育施設には、安心・安全の空間を作れば、学校や家庭、また社会から疎外されている子どもたちが溜まるようになる」（報告

書60頁)と述べている。そうした溜まり場において「子どものつぶやきを拾う」ことができる施設職員が求められているのだ。「溜まる」場や「つぶやきを拾う」行為は、効率性や対費用効果という考え方からすると無駄の多いことにちがいない。だが、困難に直面した子どもの支援には欠くべからざるものである。

2009年の政権交代後、貧困をはじめとする様々な困難に直面する青少年に対する支援はようやく政策課題になりつつある<sup>(5)</sup>。民間レベルの支援活動も全国各地で行われている(報告書第6章)。今後、いっそう、各地の取り組みの実践交流や政策提言が盛んになることが望まれる。

### 3 小学校低学年からの子どもとおとなのネットワーク

同和保育運動には、家庭での保育に「欠ける」子どもだけを保育の対象とするのではなく、すべての子どもを保育の対象とするべきだという考え方があった。この「皆保育」の考え方に則って、行政は同和保育所の入所基準を弾力的に運用して希望者全員の入所を可能にする措置をとっていた。保護者は、子どもの保育所入所と同時に、個人給付の事業の受給者として「乳幼児を守る会」などに入会し、子育てや教育に関する学習会に参加したり、他の保護者や保育士と交流したりしていたのである。子どもが乳幼児の頃からの保護者のつながりは、「教育を守る会」や高校生・大学生の保護者会へと引き継がれ、子育てに困ったり悩んだりしたときに保護者を上げましたり力づけたりしていたのだ。

だが、近年は、保育所への入所をきっかけにして保護者を組織できなくなっており、そうした状況への対応を考える必要がある。第4章でとりあげた松原更池、貝塚、高槻富田などでは、いずれも小学校低学年段階の子どもやその保護者のつながりを大切にしている。そのつながり

は子どもが成長した後も生き続けて地域活動の基盤になっているようである。更池と貝塚では青少年会館の事業への参加が、高槻富田では子どもが自由に使える「キッズルームそうべい」という空間が、子どもとその保護者がつながる機会を提供してきた。また、飛鳥では、同じ保育所に子どもを通わせた保護者のインフォーマルなネットワークから「びーす」というサークルが生まれ、子どもが小学校に入学した後も活動を続けている。

今後は、青少年会館の事業、保育所保護者会、学童保育、放課後子どもプランの関連事業などにおいて、幼児期から小学校低学年期にかけての子どもと保護者の交流やつながりをつくりだす方策を検討すべきだろう。

### 4 社会教育・青少年育成事業の転換と指定管理者制度への対応

一般事業として実施されてきた大阪府の事業「地域青少年社会教育総合事業」は、2009年度に廃止となった。大阪市および茨木市では青少年会館も廃止され、社会同和教育指導員もいなくなった。子ども会活動を支えてきた物的・人的・財政的条件の切り縮めの背景には、公的社会教育行政全般の大きな変化が存在している。すなわち、関連予算の縮小、社会教育事業の教育委員会から首長部局への移管、事業の民間委託、さらに関連施設への包括的な指定管理者制度の導入などである。

こうした変化に主体的に対応できている地域は、現状においてあまり多くはない。だが、NPOやボランティアの活動が子ども会活動を支えている地域はいくつかある。公的な生活課題としての子ども・青少年育成の担い手は、行政だけではない。民間の活動もまた重要な担い手だ。私たちが考えるべきことは、次世代育成や若者の社会的包摂といった公的課題の解決にあたって、いかに行政と民間が協力していくか



ということなのである。

公的課題の解決をもっぱら行政に対する要求闘争を通して実現しようとしたのが「第二期の運動」の特徴だとすれば、民間と行政のネットワークを通じて公的課題の解決を目指すのが「第三期の運動」の特徴であろう<sup>6)</sup>。最近、全国各地の部落では「まちづくり」を使命に掲げたNPO法人がいくつか立ち上がっている。報告書でも紹介している「暮らしづくりネットワーク北芝」はその一例である（北芝まんだらくらぶ 2011）。このNPOは2010年度から人権文化センター「らいとびあ21」の指定管理者となり、職業観醸成事業などの新しい取り組みを始めている。

## 5 校区における教育コミュニティづくりへの貢献

近年の部落の実態変化として、生活困難層の増加とならんで指摘されるのが少子・高齢化である。部落では、若年の生活安定層が部落外に転出する一方、高齢者・低所得者が部落に滞留する傾向が目立つようになってきた（奥田 2002）。中長期的には様々な年代や階層の人々が定住できるまちづくりが望まれるところだが、少子化への対応は子ども会が直面する喫緊の課題である。子どもの数があまりに少ないと、集団活動が成り立たなくなってしまうからである。

活動を活性化するには、子ども会活動に高齢者が協力する機会をつくるといった工夫も必要だろう。祖父母・父母・子どもの世代間交流（草野・秋山 2004）を促す場として子ども会を考えるのである。また、青少年会館の立地条件、学童保育の実施状況、地域子ども会の活動状況との兼ね合いもあるが、周辺地域の子どもたちとともに子ども会活動をしたり、活動の支援者や指導者を幅広く募ったりすることも必要だろう。

部落の少子・高齢化は今後も急ピッチで進む。子ども会はそれに対応する必要がある。子ども会は様々な世代や立場の人びとの交流と共同活動の場となる可能性を秘めている。さらにいえば、学校や地域で子どもたちや住民相互のつながりをつくることは、大阪で展開されてきた教育コミュニティづくり<sup>7)</sup>の再活性化に結びつくはずである（池田 2001・2005、高田 2005）。

## おわりに—子ども会研究の課題

1980年代の「解放教育検討委員会」第二次報告では「地域からの教育改革」が解放教育運動の展望を示すスローガンになっていた。1990年代の解放教育論においても、子ども会改革は教育の主体としての「地域」の形成という文脈から重視されていた（池田 1998）。だが、その後、解放子ども会や子どもの地域活動に関するまとまった研究は非常に少なくなってしまった。最近のものでは地域における社会同和教育・人権教育の展開に関する森山の著作があるが、そこで言及されている子ども会活動は1980年代までのものである（森山 2011）。

研究の停滞に、子ども会活動が勢いを失っていることが影響しているのは確かであろう。けれども、本当に問題にすべきは、子どもの生活現実、とりわけ地域生活や家庭生活の実態解明が極めて弱くなっていることであろう。1975年の「解放教育計画検討委員会」第一次報告は、「子どもの遊びの危機」や「親の小市民的態度」を指摘しているが、これらは子どもたちとその親がある程度の物質的豊かさを享受できるようになるなかで起きた変化であった。現在は、消費文化の浸透や情報化の進展、少子・高齢化、不平等の拡大や若者の貧困化など、当時は予想できなかった社会状況の変化が起きている。こ

これらの変化は子どもの生活環境や生活文化にどのような影響を与えているのか。発達社会学や地域社会学の視点からの地道な子ども研究が待たれるところである。

さらにいえば、子ども会活動や子どもの地域活動をとらえる理論的枠組みがないという問題もある。すぐれた実践があっても、それを一般化する理論が欠如しているので、実践が指導者の経験則頼みになってしまったり、他の地域に広がらなかつたりするのだ。

#### 参考文献

- 部落解放・人権研究所編・発行（2009）『大阪の部落における教育保護者組織—その現状と課題—（部落解放・人権研究報告書No.12）』。
- 池田寛（1998）「地域教育システムとは何か」長尾彰夫・池田寛・森実責任編集『シリーズ解放教育の争点⑤ 地域教育システムの構築』明治図書、11～27頁。
- 池田寛編著（2001）『教育コミュニティハンドブック—地域と学校の「つながり」と「協働」を求めて—』解放出版社。
- 池田寛（2005）『人権教育の未来—教育コミュニティの形成と学校改革—』解放出版社。
- 門脇厚司（1999）『子どもの社会力』岩波書店。
- 木村和美（2008）『「当事者」がみた教育保護者組織の役割』『部落解放研究』第182号、26～39頁。
- 北芝まんだらくらぶ編著（2011）『大阪・北芝まんだら物語—であいがつなげる人権のまちづくり—』明石書店。
- 草野篤子・秋山博介編（2004）『現代のエスプリNo.444 インタージェネレーション—コミュニティを育てる世代間交流—』至文堂。
- 奥田均（2002）『「人権の宝島」冒険—2000年部落問題調査・10の発見—』解放出版社。
- 森山沾一（2011）『社会教育における人権教育の研究—部落解放実践が人間解放に向け切り開いた地平—』福村出版。
- 仙田満（1992）『子どもの遊び—環境建築家の眼』岩波書店。
- 高田一宏（2005）『教育コミュニティの創造—新たな教育文化と学校づくりのために—』明治図書。

とはいえ、最近では、子ども会研究に示唆を与えてくれそうな研究テーマが増えてきた。青少年のエンパワメント、貧困と社会的排除、社会関係資本、まちづくり・コミュニティ形成などである。子どもの居場所づくりや社会的不利益層の青少年支援に関する実践も増えつつある。今後、子ども会研究に求められているのは、こうした研究や実践に学びつつ、解放子ども会の固有性と普遍性とを明らかにしていくことであろう。

- 高田一宏（2009）「部落の低学力—近年の調査からみえてくるもの」『部落解放研究』第186号、15～30頁。
- 妻木進吾（2010）「不安定化する都市部落の若年層—2009年住吉地域労働実態調査から—」『部落解放研究』第189号、2～11頁。
- 内田龍史（2009）「部落（民）アイデンティティ」友永健三・渡辺俊雄編著『部落史研究からの発信 第3巻 現代編』122～138頁。

#### 注

- (1) プロジェクトのメンバーは、報告書執筆順に次の通り。高田一宏（大阪大学）、齋藤尚志（夙川学院大学）、中村清二（部落解放・人権研究所）、岸精一（松原市立青少年会館元職員）、木村和美（大阪大学）、棚田洋平（部落解放・人権研究所）、池田一男（箕面市立萱野中央人権文化センター「らいとびあ21」元職員）、住友剛（京都精華大学）。さらに、報告書にはお名前をあげていないが、聞き取り調査や資料収集では沢山の方にお世話になった。あらためてお礼申し上げたい。
- (2) 青少年会館とは、大阪府内で同和対策事業によって設置された青少年むけ社会教育施設である。現在、各地の青少年会館は部落の周辺地域を含む校区全体や市域全体を対象とする事業を実施している。なお、大阪市と茨木市では青少年会館が廃止されている。
- (3) 「居場所」という語が知られるようになったのは、文科省の学校不適応対策等研究協力者会議報告『登校拒否（不登校）問題について—児童生徒の「心の居場所」づくりをめざして』（1992年3月）あたりからだといわれている。その後、学校内外で子どもが

- 危険にさらされる事件が社会問題化したり学校完全5日制が導入されたりするなか、「不登校」の子どもだけを対象とするのではなく、また学校内外を問わず、すべての子どもが安心して安全に過ごせる場、自己充足感を持てる場という意味で「居場所」という語が行政関係者や民間に普及した。「地域子ども教室」およびその後継事業「放課後子どもプラン」でも、「子どもの居場所づくり」という用語は使われている。
- (4)全国人権教育研究協議会が主催する「全国人権・同和教育研究大会」では、「人権確立をめざす人づくり・組織づくり」の分科会で、解放子ども会をはじめとする地域教育活動の報告が行われている。
- (5)「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者ビジョン—子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して」(2010年)では、子ども・若者を「社会を構成する重要な主体として尊重する」こと、「専門家も交えた地域のネットワーク」の中での成長、「困難を抱えている子ども・若者」の支援などの視点が打ち出されている。青少年育成政策の基本は、規範的な「健全」育成を目指す立場

から当事者の「最善の利益」を尊重する立場へと変化しつつある。

- (6)公共的なサービスを行政だけではなく民間の手によっても提供しようという考え方がある。新しい公共(new public)と呼ばれるものである。その底流には、行政の提供するサービスは非効率的で市民の細かなニーズに対応できないとする発想がある。民主党主導の連立政権誕生後の2010年、鳩山元首相の提唱により「新しい公共円卓会議」が内閣府に設置された。市民社会の公共的課題の解決における行政と市民の関係のあり方が問われているわけである。
- (7)大阪府内では「地域教育協議会」を基盤として学校と地域の協働を促し、子育てや教育を基軸にした教育コミュニティづくりを進める施策が行われてきた。「地域教育協議会」は「すこやかネット」(大阪市以外)あるいは「はぐくみネット」(大阪市内)という愛称でよばれることが多い。現在は大阪府・大阪市の独自事業はなくなったが、国の学校支援地域本部事業などを活用して各地で取り組みが行われている。